2019年度 LEC税理士講座 所得税法受講生の皆様へ

> LEC東京リーガルマインド 税理士事業本部

実力確認テスト6 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡差し上げます。受講生の 皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

■問題冊子<HU19476>

頁	訂正箇所	誤	正	
C5	第二問 資料IV 表	3, 100, 000	3, 186, 000	
Co	家財道具の損失の金額			

■解答・解説冊子<HU19478>

頁	訂正箇所	訂正方法
0	Ⅱ課税標準額	本ご案内の2枚目と差替えて頂きますようお願い申
8	Ⅲ所得控除額	し上げます。

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ:LECコールセンター ナビダイヤル 0570 - 064 - 464 (月~金9:30~20:00 / 土・祝10:00~19:00 / 日10:00~18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP 電話からはご利用できません。

Ⅱ課税標準額

	項		Ħ		金	額	計 算 過 程
総	所	得	金	額	3, 352,	699	8,426,899+945,000+620,000+354,000×1/2=10,168,899 (総)
							(損益通算)
							上場株式等 (198,000+260,000) -251,000=207,0001
							(繰越控除)
							(1)純損失 10,168,899-4,626,200=5,542,699 (総)
							※前年純損失の金額
							$\triangle 6,341,200+215,000=\triangle 6,126,200$
							$\triangle 6, 126, 200+1, 500, 000 = \triangle 4, 626, 200$
							(2)雑損失 5,542,699-2,190,000=3,352,699 (総)
							※前年雑損失の金額
							(3, 186, 000-400, 000) +200, 000+150, 000=3, 136, 000
							3, 136, 000-(860, 000×10%) = 3, 050, 000 1 860, 000 (分離長期) -3, 050, 000=△2, 190, 000 1
							※課税標準の合計額 (860,000円) の算出ではマイナス値の区分を考慮せず
長	期譲	渡所	得 金	額	34, 601,	800	☆ 会計する。
上場	易株式	等の配	当所得金	金額	207,	000	
山	林	所 得	金	額	5, 200,	000	
	合		計		43, 361,	499	(4点)

Ⅲ所得控除額

	項		目			金 額	計 算 過 程
社	会 保	険	料	控	除	789, 000	
生	命 保	険	料	控	除	35,000 1	一般 60,000×1/4+20,000=35,000
寄	附	金	控		除	528, 000 1	530,000-2,000=528,000
配	偶	者	控	ŧ	除	01	※530,000<43,361,499×40% ∴ 530,000 0≤380,000 甲の合計所得金額 50,177,699>1 千万円
扶	養		控		除	380,000 1	次男 1,000,000−200,000−500,000=300,000≦380,000 ∴適用あり
							母 2,254,900-1,200,000=1,054,900>380,000 ∴適用なし
障	害	者	控		除	0	母 適用なし
基	礎		控		除	380,000	
	合 計		2, 112, 000	(4点)			

IV課税所得金額

項目	金 額	計 算 過 程
①課税総所得金額	1, 240, 000	$3,352,699-2,112,000=1,240,699 \rightarrow 1,240,000$
② 課税長期譲渡所得金額	4,601,000	$34,601,800-30,000,000=4,601,800 \rightarrow 4,601,000$
③ 上場株式等の課税配当所得等の金額	207,000	
④課税山林所得金額	5, 200, 000	(各千円未満切捨) (2点)